

株式会社エムワン（はあと薬局在宅センター）無菌調剤室の共同利用に係る契約書

〇〇〇〇 と 薬局開設者（以下「乙」という。）は、乙の薬局で調剤に従事する薬剤師（以下「乙の薬剤師」という。）が甲のはあと薬局在宅センター無菌調剤室を共同利用する場合について、次のとおり契約を締結する。

（指針の策定等）

- 第1条 乙は、無菌調剤室を共同利用する場合には、事前に、甲の協力を得て、指針の策定を行い、乙の薬剤師に対して無菌調製に関する研修を実施しなければならない。
- 2 前項の研修は、甲が実施する無菌調製研修会の受講をもってこれに代えることができるものとする。
- 3 第1項に規定する指針の策定及び研修の実施について、甲は乙に協力しなければならない。

（届出）

- 第2条 乙は、無菌調剤室を共同利用する場合には薬事法施行規則に規定する様式一又は様式第六を所轄の保健所長に届け出なければならない。
- 2 前項の場合、甲は、乙に無菌調剤室の平面図を提供するものとする。

（共同利用の方法）

- 第3条 乙の薬剤師が無菌調剤室を共同利用するにあたっては、甲の定める「無菌調剤室の共同利用に関する要綱」及び「はあと薬局在宅センター無菌調製内規」に従ってこれを行わなければならない。
- 2 乙の薬剤師が利用できるはあと薬局在宅センターの設備は、無菌調剤室及び無菌製剤処理に必要な器具、機材等のみに限られる。
- 3 乙の薬剤師は、はあと薬局在宅センターの管理者が保健衛生上支障を生ずるおそれがないように行う監督に従わなければならない。

（事故の報告）

- 第4条 乙の薬剤師は、無菌調剤室を利用した無菌製剤処理に係る事故等が発生した場合には、速やかにはあと薬局在宅センターの管理者及び乙の薬局に報告をし、事後処理に当たらなければならない。
- 2 前項の場合、事故等が重大であるときは、はあと薬局在宅センターの管理者及び乙の薬局は、それぞれ甲及び乙に報告をしなければならない。

(責任)

第5条 はあと薬局在宅センターにおいて行った無菌製剤処理を含め、処方箋に基づいてなされた調剤の責任については、一義的に乙の薬局が負うものとする。

(器具等の管理)

第6条 はあと薬局在宅センターの管理者は、無菌調剤室及び無菌調剤室内で行う無菌製剤処理に必要な器具、機材等を管理しなければならない。

(利用料)

第7条 無菌調剤室を共同利用する場合の利用料は、「無菌調剤室の共同利用に関する要綱」第5条に定めるとおりとする。

(契約期間)

第8条 この契約の期間は、契約締結の日からその年度の3月31日までとする。

2 契約期間満了の1箇月前までに、甲又は乙が相手方に対して意思表示をしないときは、更に1年間契約を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

第9条 この契約に定めなき事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

住 所
甲 名 称

㊟

住 所
乙 薬局名
開設者名

㊟